

令和2年5月25日招集

令和2年 第5回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和2年第5回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和2年第5回東根市農業委員会定例総会をさくらんぼタクトクルセンター視聴覚室に招集した。

1. 令和2年5月25日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番	吉田好春	2番	菅原繁治	3番	仲野孝藏
4番	小関春男	5番	名和茂隆	6番	岡田和敏
7番	瀬野幸太郎	8番	小野博	9番	齋藤誠
10番	大類彦幸	11番	本田勝彦	12番	松田一雄
13番	秋葉いく子	14番	斉藤明男	15番	横尾多栄子
16番	大内恒一	17番	設楽孝宜	18番	芦野忠作
19番	工藤喜恵治				

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 第5 報第7号 農地賃貸借契約の合意契約について
- 第6 議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第25号 農用地利用集積計画について
- 第10 議第26号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 第11 農地あっせん委員会の報告
- 第12 農地転用委員会の報告
- 第13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 加藤光伸      事務局長補佐 深瀬忠

農地係長 松岡義朗 主任 小野智江美

1. 議長 農業委員会会長 工藤喜恵治

1. 議事の顛末

**【議長】**

只今から、令和2年第5回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、おりません。遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員はおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

3番仲野孝藏委員、4番小関春男委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第4回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第6号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてから、日程第10、議第26号農業委員会事務の実施状況等の公表についてまでの、2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

**【加藤事務局長】**

令和2年第5回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条第1項の規定による許可の取消願は1件です。

報第6号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について。

別紙土地に係る農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について受理したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可の取消願の受理関係、所有権移転。

許可年月日：令和2年3月25日、指令番号：指令東農委第29号。土地の所在：大字沼沢字横台●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地。地籍：2,338㎡ほか1筆。

譲渡人住所氏名：東根市大字沼沢●●●●、●●●●。譲受人住所氏名：寒河江市元町四丁目●●●●、●●●●。取消願年月日：令和2年5月7日、取消願理由：錯誤。

取消願の受理年月日：令和2年5月7日であります。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は1件です。

報第7号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号52番、土地の所在：大字関山字東道六神●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍：4,136㎡。賃貸人住所氏名：東根市大字関山●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市小林二丁目●●●●、●●●●。解約後の利用：第三者へ貸借となります。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、5件です。

議第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号60番、土地の所在：大字東根元東根字中川原●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：305㎡。譲渡人住所氏名：東根市大字東根乙●●●●、●●●●。

事由：兼業による経営縮小、経営面積：34a。

譲受人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：相手方の要望。

経営面積：361aであります。

以下、受付番号61番から63番までの3申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

農地法第3条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号64番、土地の所在：大字荷口字三束刈●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地、地籍：631㎡。

貸人住所氏名：東根市大字荷口●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：6 a。  
借人住所氏名：東根市大字羽入 2028 番地 1 株式会社 松栗 代表取締役 植松真二。  
事由：経営規模拡大、経営面積 532 a であります。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、2 件です。

議第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請関係。

受付番号 4 番、土地の所在：小林二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地。  
地籍：1,209 m<sup>2</sup>の内 1,054 m<sup>2</sup>。申請人住所氏名：東根市小林二丁目●●●●、●●●●。  
職業：農業。転用後の主要目的：共同住宅、駐車場、駐輪場、物置、ゴミ置場、通路、他。  
所要面積計が 1,113.17 m<sup>2</sup>。備考として所要面積には併用地が有り、面積は実測面積であります。

以下、受付番号 5 番の申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。  
11 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、9 件です。

議第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係。

受付番号 22 番、土地の所在：中央東三丁目●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。  
地籍 1,533 m<sup>2</sup>ほか 3 筆。譲渡人住所氏名：東根市小林二丁目●●●●、●●●●、  
職業：農業、ほか 3 名。

譲受人住所氏名：東根市新田町二丁目 1 番 10 号 東根市農業協同組合 代表理事 佐藤勝藏、  
職業：複合サービス業。転用後の主要目的：本所、グリーンセンター、車庫、倉庫、産直施設、農機センター、農機具格納庫、消防水利、緑地、駐車場、通路、他。

所要面積計が 24,223.35 m<sup>2</sup>。備考として所有権移転、所要面積には併用地が有り、面積は実測面積であります。

以下、受付番号 23 番から 15 頁の受付番号 30 番までの 8 申請は、記載のとおりであります

ので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。16 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 4 条、第 5 条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。17 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、20 計画です。

議第 25 号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。18 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定。

受付番号 183 番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田。地籍：3,726 m<sup>2</sup>ほか 4 筆。

貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定。利用目的：水田として利用。

始期：令和 2 年 5 月 25 日、終期：令和 7 年 5 月 24 日。賃借料：10 アールあたり 3,368 円、物納で 10 a あたり 38 kg、5 年再設定。借人の耕作面積は 831 a であります。

以下、受付番号 184 番から 20 頁の受付番号 201 番までの 18 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。21 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。22 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定。

受付番号 202 番、土地の所在：大字荷口字山王●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑。地籍：803 m<sup>2</sup>ほか 1 筆。貸人住所氏名：天童市東久野本一丁目●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：畑として利用。始期：令和 2 年 5 月 25 日、終期：令和 12 年 5 月 24 日。賃借料：無償、10 年新規、借人の耕作面積は 277 a であります。

農用地利用集積計画総括表、使用貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。23 頁をお開き下さい。

議第 26 号農業委員会事務の実施状況等の公表について。

別紙、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、平成 28 年 3 月 4 日付け、27 経営第 2933 号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」により、本会において決定するものであります。

これは、農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みの内容を「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を3月に開催した協議会で皆様にご協議いただいて公表し、地域農業者等からの意見を聴取した内容等を踏まえ、今回提案するものであります。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてが、24頁から31頁まで、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてが、32頁から34頁までとなっております。

内容は記載のとおりでありますので、詳細説明は省略させていただきます

以上で、報告案件2件と、議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

**【議長】**

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。  
3番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

**【3番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】**

はい、3番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を5月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請4件、賃貸借権設定の許可申請1件、合計5件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る5月14日実施の、事務局による現地調査、さらに提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転許可申請についてですが、受付番号60番及び61番の申請事由は相手方の要望となります。

受付番号62番及び63番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号64番の申請事由は経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくお願ひいたします。

【議長】

次に、日程第 12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。4 番、小関春男農地転用委員会委員長。

【4 番小関春男農地転用委員会委員長】

はい、4 番小関です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を5月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。このたび提案されました議題は、農地法第4条による許可申請2件、農地法第5条による許可申請9件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る5月14日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号4番及び5番については都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となり、受付番号4番については共同住宅、受付番号5番については、車庫兼物置を建築するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。

受付番号22番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、既存敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張で、農協本所及びグリーンセンターを建築するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)e(e)」に該当。

受付番号23番については、上下水道が整備されている道路の沿道の区域であり、申請地からおおむね500メートル以内に2つ以上の医療施設があるため、第三種農地となり、共同住宅を建築するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)a(a)」に該当。

受付番号24番及び26番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となり、受付番号24番については一般住宅、受付番号26番については、宅地分譲を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号25番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、土地収用法による事業で、認定こども園を建築するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)g(a)」に該当。



受付番号 27 番から 30 番については、農地の規模が 10 ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して、受付番号 27 番、29 番及び 30 番については一般住宅、受付番号 28 番については、車庫及び駐車場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c(e)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくお願いいたします。

**【議長】**

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい、9 番齋藤誠委員。

**【9 番齋藤誠委員】**

はい、9 番齋藤です。2 頁の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願の受理関係と、6 頁の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係の受付番号 63 番について質問いたします。2 頁の取消願理由に錯誤とありますが、その関係性について教えていただきたいと思えます。

**【議長】**

今のご質問について、事務局より答弁いたします。

**【松岡係長】**

取消願については、3 月総会で許可がおりたもので、この時に譲受人の●●●●さんが 3 筆を 60 万円で購入していたのですが、1 筆分を申請に入れ忘れていたということで、一度取り下げをして今回改めて 3 筆 60 万円で購入したという申請をしております。

**【議長】**

ただ今の事務局の答弁について、9 番齋藤委員いかがですか。

**【9 番齋藤誠委員】**

はい。わかりました。

**【議長】**

そのほか何かご質疑等ございませんか。はい、2 番菅原繁治委員。

**【2 番菅原繁治委員】**

今の齋藤委員の質問に関連しますが、1 筆分だけ追加で申請する方法ではだめなのでしょうか。また、譲受人の住所が異なるようですが、どういうことでしょうか。

**【議長】**

今のご質問について、事務局より答弁いたします。

【松岡係長】

3筆で60万円という内容でしたので、1筆分を追加するのではなく、一度取り消しをして再度申請することにしました。住所については、許可を受けた時点で寒河江市の住所でしたが、その後こちらに転入し住所を変更しているため異なった表記となっております。

【議長】

ただ今の事務局の答弁について、2番菅原委員いかがですか。

【2番菅原繁治委員】

はい。わかりました。

【議長】

ほかに何かご質疑等ございませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第13、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。ただいまから30分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

30分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【15番横尾多栄子委員】

15番横尾です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権移転関係2件。

議第23号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、2件。

議第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、5件。

議第25号農用地利用集積計画について、賃貸借権設定関係2件。

議第26号農業委員会事務の実施状況等の公表について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 22 号については、相手方の要望及び経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 23 号及び議第 24 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 25 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 26 号については、本会の点検・評価及び活動計画について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。本総会におきましても、よろしく願います。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【2 番菅原繁治委員】**

2 番菅原です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件。

議第 25 号農用地利用集積計画について、賃貸借権設定関係 1 件。

議第 26 号農業委員会事務の実施状況等の公表について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 22 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 25 号については、畑として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 26 号については、本会の点検・評価及び活動計画について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。本総会におきましても、よろしく願います。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

**【13 番秋葉いく子委員】**

13 番秋葉です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、賃貸借権設定関係 1 件。

議第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、4 件。

議第 25 号農用地利用集積計画について、賃貸借権設定関係 16 件、使用貸借権設定関係 1 件。

議第 26 号農業委員会事務の実施状況等の公表について。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 22 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 24 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 25 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 26 号については、本会の点検・評価及び活動計画について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

#### 【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願について、及び、報第 7 号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 25 号農用地利用集積計画について、議第 26 号農業委員会事務の実施状況等の公表について、以上、5 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 22 号から議第 26 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当の意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 22 号から議第 26 号について、許可すること、許可相当の意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和2年第5回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

午前10時50分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員